

令和6年度次世代自動車普及啓発イベント運営業務
企画提案募集要領

この要領は、令和6年度次世代自動車普及啓発イベント運営業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度次世代自動車普及啓発イベント運営業務

2 業務の目的

次世代自動車に関する企画、展示、試乗体験等を行うイベントの開催を通じ、県民に次世代自動車の魅力を発信するとともに、次世代自動車への早期の転換を促すことで県内の運輸部門におけるゼロカーボン化を促進する。

3 業務の内容

(1) 委託業務の内容

別添「令和6年度次世代自動車普及啓発イベント運営業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

(3) 提案上限額

8,261,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加要件

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。

(1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号に該当しないこと

(3) 企画提案書の提出日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 受審資格の認定等

(1) 申請方法

参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を持参または電子メールにより、担当窓口に提出し、資格審査を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。

ア 受審資格認定申請書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 競争入札参加資格審査申請書の写し

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合

※電子メールで提出する場合、担当窓口で電話で受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年5月13日（月）17時（必着）

(3) 受審資格の認定結果の通知

受審資格の認定結果は、令和6年5月15日（水）までに申請者に書面（電子メール）で通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求められることができる。この場合、通知を受け取った日から5日以内（休日を除く）に説明を求め旨を記載した書面を持参または電子メールにより、担当窓口に提出しなければならない。

イ 県は説明を求めた者に対して、書面の提出のあった日から5日以内（休日を除く）に書面（電子メール）により回答する。

6 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和6年5月13日（月）17時までに質問書（様式第3号）を、電子メールにより、担当窓口へ提出すること

質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して行う。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

受審資格があると認められた事業者は、企画提案書を作成し、持参または電子メールにより、担当窓口へ提出すること。なお、受審資格の認定を受けた者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

※持参の場合、資料を電子データでも提出すること。

※電子メールで提出する場合、担当窓口で電話で受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年5月27日（月）17時（必着）

8 受託者の選定および結果発表等

(1) 選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、受

託予定事業者を選定する。

※プレゼンテーションは令和6年5月30日（木）を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

(2) 選定基準

下記の評価項目に従い、提出書類の書面審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

審査項目		評価のポイント
提案内容	目的適合性	企画提案の内容が仕様書の「2委託の目的」を理解し、目的を達成できる提案となっているか。
		企画提案の内容が仕様書の「4委託事業の内容」の各項目を実施するに適切な提案となっているか。
	実施手法	実施手法・項目が適切かつ効果的な手法が示されているか。
	スケジュール	委託期間で事業を実施するために適切なスケジュール設定がされているか。
	創意工夫	具体的で効果的な工夫や手法が提案されているか。
遂行能力	業務実績	同種の業務実績があるか。
	知見	業務に関する専門的な知見を有しているか。
	実施体制	実施体制は十分か。また、期間内に確実に遂行できる提案であるか。
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

(3) 選定結果の通知

審査委員会による選定後、速やかに全ての提案者に書面（電子メール）で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

(4) 理由の開示

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、審査結果の通知を受け取った日から7日以内（休日除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、担当窓口へ提出しなければならない。

9 契約

(1) 契約の締結

受託予定事業者と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

- ア 受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。
- イ 受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にない恐れがあるとき。
- ウ 契約締結までに、4に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- エ その他、受託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき。

10 その他

- (1) 企画提案書等提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者等であることとし、福井県の了解を得なければならない。
- (2) 審査を行う際など、企画提案書等を必要な範囲において複製することがある。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。
- (4) 企画提案書等提出書類の作成およびプレゼンテーションに要する経費については、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、全て福井県に帰属する。
- (7) 事業実施の際は、「秘密の保持」「情報セキュリティの確保」「個人情報の保護」等に十分配慮し、業務上に知り得た情報を自社の営業活動に活用しないこと。
- (8) 事業実施に係る物品等の調達については、地域の活性化の観点を考慮すること。
- (9) その他、不明な点（本業務に関する質問以外）については、担当窓口へ照会すること。
- (10) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を令和6年4月15日（月）までに担当窓口へ、持参もしくは電子メールにより提出すること。

11 担当窓口（書類の提出先および問合せ先）

福井県エネルギー環境部エネルギー課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

電話：0776-20-0302 FAX：0776-20-0624

電子メール：energy@pref.fukui.lg.jp

12 スケジュール

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 公告・資料配布 | 令和6年4月26日（金）～5月13日（月） |
| (2) 受審資格認定申請の期限 | 令和6年5月13日（月）17時 |
| (3) 質問書の提出期限 | 令和6年5月13日（月）17時 |
| (4) 受審資格認定結果の通知 | 令和6年5月15日（水） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年5月27日（月）17時 |
| (6) 審査委員会
（プレゼンテーション・審査） | 令和6年5月30日（木）頃予定 |
| (7) 審査結果の通知 | 決定後速やかに通知 |